

別紙5 合葬式墓地受付要領

呉市合葬式墓地受付要領（呉市斎場用）

1 環境政策課からの依頼

(1) 通し番号簿及び収蔵簿について

環境政策課から使用者のリスト（通し番号簿）が送られてきます。使用許可証との確認、納骨日の予約受付に使用してください。

通し番号簿

通し番号	収蔵番号	氏名	納骨・合葬	使用者	備考	納骨予約	許可証番号	許可日	移動予定日	移動完了日
202200001		呉市 一郎	納骨室	呉市 太郎						
202200002		呉市 二郎	納骨室	呉市 太郎						
202200003		環境 三郎	合葬室	環境 太郎					***	***
202200004		環境 四郎	合葬室	環境 太郎					***	***
202200005		政策 五郎	納骨室	政策 太郎						
202200006		政策 六郎	納骨室	政策 太郎						
202200007		政策 七郎	納骨室	政策 太郎						
202200200		呉市 二百郎	合葬室	呉市 花子					***	***

当初に環境政策課からお知らせできる項目は、「通し番号」、「氏名」、「納骨・合葬（室の区別）」、「使用者」、「備考」です。

収蔵記録のための収蔵簿も送付します。

収蔵簿

収蔵番号	収蔵日	通し番号	許可日	納骨室			合葬室			移動日	備考
				ラック	棚	室	ラック	棚	室		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

項目は、「収蔵番号（あらかじめ番号が付いています。）」、「収蔵日」、「通し番号」、「許可日」、「納骨室（ラック、棚、室）」、「合葬室（ラック、棚、室）」、「移動日」、「備考」です。

(2) 納骨受付時照合用「呉市合葬式墓地使用許可証使用許可証」の送付

環境政策課より、合葬式墓地の使用許可を受けた方へ「呉市合葬式墓地使用許可証使用許可証」を交付しますが、同時期に、呉市斎場へ「呉市合葬式墓地使用許可証使用許可証」のPDFデータを送付します。印刷していただき、納骨受付時に照合用として使用してください。

2 受付の流れ

(1) 予約受付

合葬式墓地の使用許可を受けた方から、納骨の予約電話が入ります。

火葬業務に支障がないよう、日程調整してください。

使用者は「呉市合葬式墓地使用許可証」を持っています。許可証の死亡者氏名欄の氏名の隣に9桁の通し番号が記載していますので、聞き取ってください。

様式第2号（第4条関係）

呉市合葬式墓地使用許可証

呉環政指令第 101 号

令和 4 年 8 月 27 日

呉 市 長

呉市合葬式墓地条例第5条の規定により、次のとおり使用を許可します。

使用者 住 所 呉市中央4丁目1番5号

氏 名 呉市 花子

1 許可番号 第 2 号

2 許可内容

死亡者氏名	収葬施設
呉市 二百郎 202200200	合葬室

3 使用料 35,000 円

※裏面をよくお読みください。

通し番号簿の納骨予約欄に予約日と時間を記入してください。

（呉市 花子さんから通し番号 202200200 の呉市二百郎さんについて、9月1日16時に来場される予約を受けた例です。）

通し番号簿

通し番号	氏名	納骨・合葬	使用者	備考	納骨予約	許可証番号	許可日	移動予定日	移動完了日
20220001	呉市 一郎	納骨室	呉市 太郎						
2022 0002	呉市 二郎	納骨室	呉市 太郎						
2022 0003	環境 三郎	合葬室	環境 太郎					***	***
2022 0004	環境 四郎	合葬室	環境 太郎					***	***
2022 0005	政策 五郎	納骨室	政策 太郎						
2022 0006	政策 六郎	納骨室	政策 太郎						
2022 0007	政策 七郎	納骨室	政策 太郎						
2022 0200	呉市 二百郎	合葬室	呉市 花子		2022/9/1 16:00	2	2022/8/27	***	***

※通し番号順です。

↑ 予約日時を記入。

(2) 納骨受付 (当日)

使用者は①骨つぼ又は骨袋 (以下「骨つぼ等」という), ②合葬式墓地使用許可証のコピー (以下「使用許可証のコピー」という。) ③「火葬許可証」の原本または「改葬許可証」の原本 (以下「火葬許可証等」という。) を持参してきます。

※ 呉市営墓地使用者は①②の書類のみ持参してきます (通し番号簿の「呉市営墓地使用者」の欄に○がついている人が呉市営墓地使用者です。)

手順1 P 1. 1 (1)納骨受付時照合用「呉市合葬式墓地使用許可証使用許可証」と②使用許可証のコピーを照合し, 改ざん等ないか確認してください。

手順2 ②使用許可証のコピーに記載の体数と持参された骨つぼ等の数が一致するか確認してください。(※1)

手順3 ③「火葬許可証等」に記載の体数と持参された骨つぼ等の数が一致するか確認し, 「火葬許可証等」を回収してください。(市営墓地使用者は持参しませんので, 手順2は不要です。)

手順4 骨つぼ等を受け取った時に②使用許可証のコピーを確認して, 「許可証番号」「許可日」を「通し番号簿」に記入してください。

様式第2号 (裏4角関係)

呉市合葬式墓地使用許可証

呉府政指令第 101 号

令和 4 年 8 月 27 日

呉 市 長

呉市合葬式墓地条例第5条の規定により, 次のとおり使用を許可します。

使用者 住 所 呉市中区4丁目1番5号

氏 名 呉市 花子

許可番号 第 2 号

死亡者氏名	収蔵施設
呉市 二百郎 202200200	合葬室

3 使用料 35,000 円

※裏面をよくお読みください。

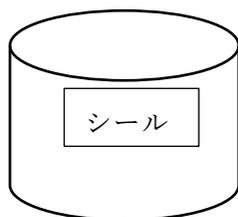
通し番号簿

通し番号	収蔵番号	氏名	納骨・合葬	使用者	備考	納骨予約	許可証番号	許可日	移動予定日	移動完了日
202200001		呉市 一郎	納骨室	呉市 太郎						
202200002		呉市 二郎	納骨室	呉市 太郎						
202200003		環境 三郎	合葬室	環境 太郎					***	***
202200004		環境 四郎	合葬室	環境 太郎					***	***
202200005		政策 五郎	納骨室	政策 太郎						
202200006		政策 六郎	納骨室	政策 太郎						
202200007		政策 七郎	納骨室	政策 太郎						
202200200		呉市 二百郎	合葬室	呉市 花子		2022/9/1 16:00	2	2022/8/27	***	***

手順5 納骨室の方の場合は、使用者の方に誰のお骨か確認しながら、骨つぼにシールを貼り付けて、受け取ってください（事前に環境政策課で通し番号、氏名を記載したシールを印刷してお渡しします。使用許可証の日付と10年後の移動日を西暦で記入してください。）。

合葬室の場合は、環境政策課が通し番号（※2）と氏名を骨袋に記入して使用者に配付していますので、受取のみになります。

【骨つぼ】（直径15.5cm、高さ17.5cm（五寸）以内）



見えやすい位置（つぼの上部）にシールを貼り付けてください。

【シール】

通し番号：202200001

氏名：呉市太郎

許可日：2022/**/**

移動日：2032/**/** 以降

手順6 ②使用許可証のコピーとお骨を受け取ってください。

手順7 受付完了の旨、使用者にお伝えください。

※1 体数について

令和7年度までは200体でしたが、令和8年度以降は300体とします。

※2 通し番号

合葬式墓地に納骨するお骨の通し番号です。

9桁の番号で、最初の4桁が西暦、残り5桁が通し番号です。

（例）202200001, 202200002…202200200, 202300201, 202300202

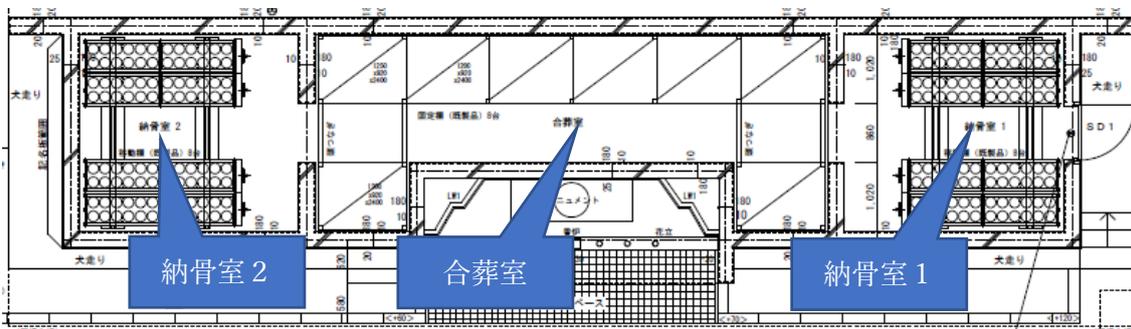
※3 使用者について

納骨の際には、使用者以外の方が来られるかもしれません。

②使用許可証のコピーと持参されたお骨が合致したら、受付をしてください（免許証等での身分確認は不要です。）。

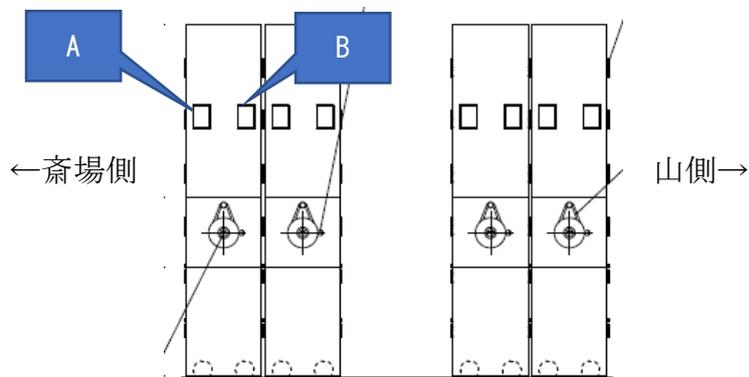
3 納骨の流れ

(1) 納骨位置



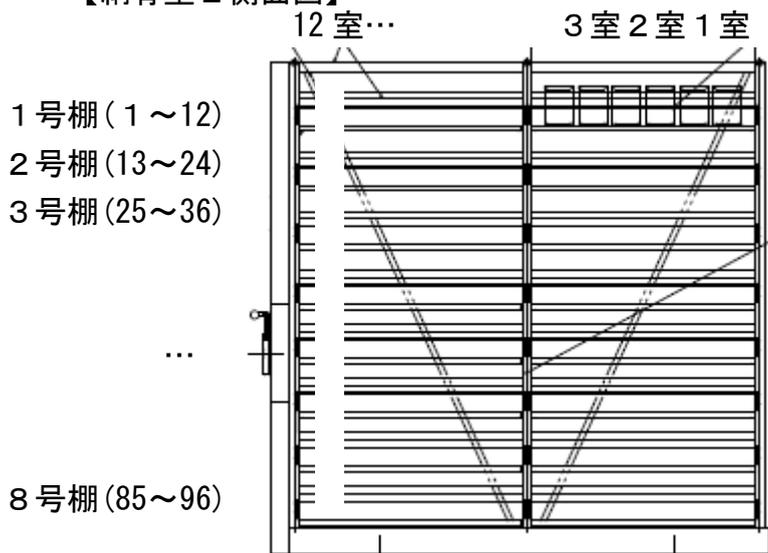
ア 納骨室

【納骨室 2 正面図】



N1 番ラック N2 番ラック N3 番ラック N4 番ラック

【納骨室 2 側面図】

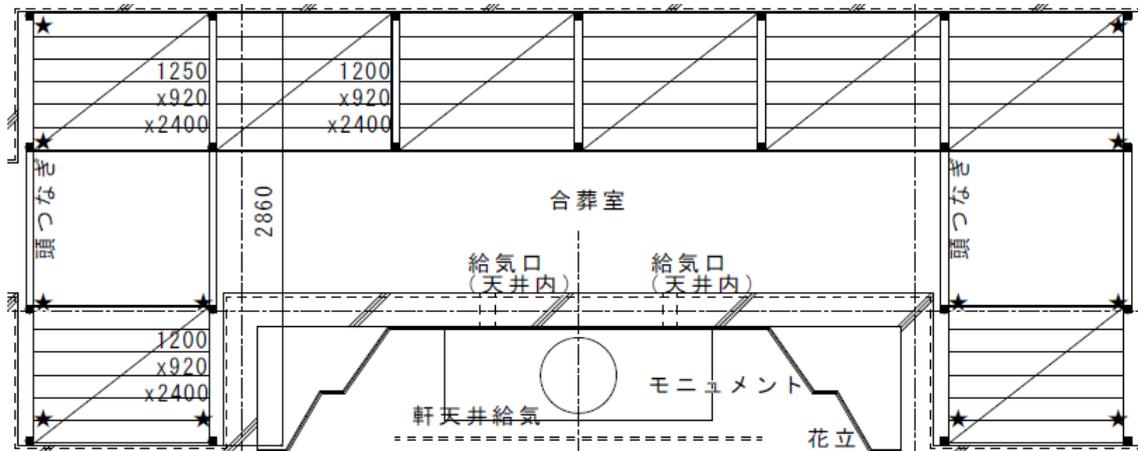


骨つぼは納骨室 2 N1 番ラック A1 号棚 1 室から納骨番号順に詰めてください。1 棚に 12 個です。

※納骨室 1 については、N5 番ラック～N8 番ラックになります。

イ 合葬室

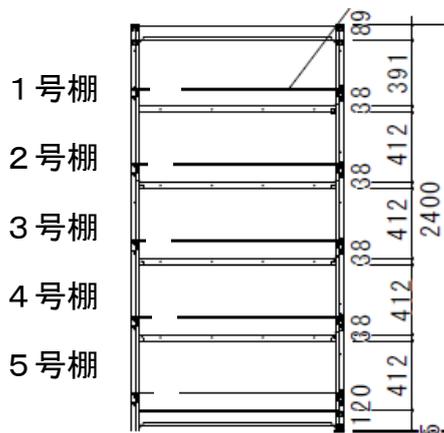
G2 番ラック G3 番ラック G4 番ラック G5 番ラック G6 番ラック G7 番ラック



G1 番ラック

G8 番ラック

【ラック正面図】



G1 番ラック 1 号棚 1 室から順に詰めてください。

8 年度受付分から粉骨後に桐箱に入れる等の方法で、1 つの棚に約 270 体を納めてください。

(10,500 体 ÷ 40 棚)

(2) 納骨と記録

合葬式墓地への納骨は受付順に納骨室，合葬室の奥からしてください。

「収蔵簿」に収蔵位置を記録してください。その際、「通し番号」，「許可日」等も記入してください。（「通し番号」を書くことで，氏名等の記入が不要となります。）

収蔵簿

収蔵番号	収蔵日	通し番号	許可日	納骨室			合葬室			移動日	備考
				ラック	棚	室	ラック	棚	室		
1	2022/9/1	202200200	2022/8/27				G1	1	1		
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											

収蔵簿

収蔵番号	収蔵日	通し番号	許可日	納骨室			合葬室			移動日	備考
				ラック	棚	室	ラック	棚	室		
1	2022/9/1	202200200	2022/8/27				G1	1	1		
2	2022/9/20	202200005	2022/8/10	N1	A1	1					
3	2022/9/20	202200006	2022/8/10	N1	A1	2					
4	2022/9/20	202200007	2022/8/10	N1	A1	3					
5	2022/12/20	202200001	2022/12/15	N1	A1	4					
6	2022/12/20	202200002	2022/12/15	N1	A1	5					
7											
8											

月初めに，収蔵簿のデータ及び2（2）で受領した「使用許可証のコピー」と「火葬許可証等」を環境政策課へ提出してください。

提出された情報を元に「通し番号簿」の情報を更新して，最新の状態で送付します（月1回程度を想定）。

通し番号簿

通し番号	収蔵番号	氏名	納骨・合葬	使用者	備考	納骨予約	許可証番号	許可日	移動予定日	移動完了日
202200001	5	呉市 一郎	納骨室	呉市 太郎		2022/12/10 15:30	20	2022/12/15	2032/12/15	2032/12/20
202200002	6	呉市 二郎	納骨室	呉市 太郎		2022/12/10 15:30	20	2022/12/15	2032/12/15	2032/12/20
202200003		環境 三郎	合葬室	環境 太郎			キャンセル		***	***
202200004		環境 四郎	合葬室	環境 太郎			キャンセル		***	***
202200005	2	政策 五郎	納骨室	政策 太郎		2022/9/20 9:00	1	2022/8/10	2032/8/10	2032/8/10
202200006	3	政策 六郎	納骨室	政策 太郎		2022/9/20 9:00	1	2022/8/10	2032/8/10	2032/8/10
202200007	4	政策 七郎	納骨室	政策 太郎		2022/9/20 9:00	1	2022/8/10	2032/8/10	2032/8/10
202200200	1	呉市 二百郎	合葬室	呉市 花子		2022/9/1 16:00	2	2022/8/27	***	***

4 (参考) 市民への募集要項での案内内容

(呉市合葬式墓地募集案内より抜粋)

- ・収蔵できる骨つぼは一体につき一個です。
骨つぼの大きさは五寸(直径約15.5cm, 高さ約17.5cm)以内で, 安定して安置できるものをご自身でご用意いただき, 呉市斎場(0823-33-2365)に納骨の手続き, 日程をご相談の上, 持参してください。(P2)
- ・ご遺骨は, あらかじめ市が用意する納骨袋に納めて, 呉市斎場に納骨の手続き, 日程をご相談のうえ, 持参してください。(P3)
- ・納骨の日は受付で係員にご遺骨をお預けいただきます。納骨室及び合葬室への収蔵は係員が後日行います。お別れは自宅等で済ませてからお越しく下さい。(P3)
- ・収蔵日を指定したり, 収蔵に立ち合うことはできません。(P3)
- ・合葬式墓地の建物の内部に入室しご遺骨の前で直接参拝することはできません。参拝される場合は建物中央部に参拝スペースを設けておりますのでご利用ください。(P4)
- ・呉市斎場の建物の中への立ち入りはご遠慮ください。(P4)
- ・指定の駐車場以外は使用しないでください。(P4)
- ・斎場敷地内での事故, 盗難等は市では一切責任を負いませんのでご了承ください。(P4)
- ・8 予約 呉市斎場(0823-33-2365)に納骨の手続き, 日程をご相談ください。(P6)
- ・9 納骨(使用許可の日から6か月以内) 受付日に必要書類, ご遺骨を呉市斎場へご持参ください。(P6)
- ・10 受付 係員が後日収蔵します。立ち会いはできません。(P6)
- ・(2) 参拝について 呉市斎場閉場日(1月1日, 1月2日)以外は参拝可能です。ただし, 9時から17時(入場は16時30分)までとなります。(P9)
- ・遺骨を返還してもらふことや, 他の墓地や納骨堂に移すこと(改葬)はできますか?(P10)
できません。(合葬室)
納骨室の許可期間内(10年間)であれば返還・改葬ができます。(納骨室)
- ・納骨室に収蔵して10年が経過したら合葬室に収蔵するそうですが, 立ち会いはできますか?(P10)
できません。10年経過後は, 使用者に通知することなく, 係員が合葬室に収蔵します。合葬室に収蔵したご遺骨はお返しすることができません。
- ・収蔵されている遺骨を確認することができますか?(P10)

合葬式墓地の施設内には立ち入ることはできません。また、写真等による確認もできません。

・納骨はいつすれば良いですか？（P11）

使用許可を受けた日から起算して6か月までが期限となっています。使用許可後に呉市斎場(0823-33-2365)にご相談ください。（合葬室）

直径約 15.5cm×高さ約 17.5cm 以内の骨つぼに入れて呉市斎場受付まで持参してください。（納骨室）

・一人について骨つぼが大小2つあります。両方持参すればいいですか？（P12）

市が事前に配付する骨袋と一緒にに入れて呉市斎場受付まで持参してください。（合葬室）

直径約 15.5cm×高さ約 17.5cm 以内の1つの骨つぼにまとめて入れて、呉市斎場受付まで持参してください。（納骨室）

・遺骨以外の副葬品を収蔵することができますか？（P12）

できません。

・遺骨の収蔵を自分で行えますか？（P12）

ご自身では行えません。受付でご遺骨をお預かり後、係員が納骨します。

・納骨の立会いはできますか？（P12）

立ち会いはできません。受付でご遺骨をお預かり後、係員が納骨します。

・家族の遺骨を隣り合うように収蔵してほしい。（P12）

収蔵場所の指定はできません。

・複数の遺骨を1つに合わせて、1つの場所に一緒に収蔵できますか？（P12）

できません。1体分のご遺骨につき1つの収蔵スペースを使用します。

・ペットの遺骨を収蔵できますか？（P12）

できません。

※ ()内のページ数は「令和6年度呉市合葬式墓地募集案内（市営墓地使用者用）」のページを指します。